

分収林契約者(※1)の皆さまへ

一般財団法人群馬県森林・緑整備基金

森林由来J-クレジット創出プロジェクトの実施について

今般、当基金は株式会社INPEX及びエアロヨタ株式会社(旧社名:朝日航洋株式会社)と連携し、分収林の一部において森林由来J-クレジット創出プロジェクトを計画しています。

このプロジェクトでは、当基金が長期での森林経営を行っている強みを活かし、分収林にJ-クレジットという新たな価値を生み出します。創出されたJ-クレジットを温室効果ガス排出事業者に販売することで、適切な森林管理や森林経営基盤の強化に必要な資金が獲得できることから、分収林の保護管理に必要な事項であると判断しての取組です。(プロジェクト概要は『資料1』参照)

当基金はプロジェクト実施者となることで、認証対象期間中及び期間終了した日から10年間にわたり、森林経営計画を継続させることに加え、吸収効果の消失(不適切な伐採や土地転用等)にあってはクレジットの補填義務を負うこととなります。(森林による吸収効果の永続性担保)

この永続性担保にあたっては、すべての分収林契約者の皆さまにも関わることから、内容を説明させていただくとともに、下記の事項についてご理解とご協力をお願いする次第です。

記

当プロジェクトは、分収造林契約書(または分収育林契約書)条項第9条(5)「その他保護管理に必要な事項」に該当しますので、分収林契約者の皆さまには、次のことにご協力をお願いいたします。

(1)すべての分収林契約者様にお願いしたいこと

①分収林契約の存続期間中は、当基金が策定する森林経営計画の継続及び実行に協力すること。

(2)プロジェクト実施地(※注2)の分収林契約者様に合わせてお願いしたいこと

- ①原則としてプロジェクト実施地に係る分収林契約を契約満期まで継続すること。
- ②プロジェクト実施地を譲渡する際は、譲受人に分収林契約を承継させ、必要な手続きを行うこと。
- ③永続性を担保すべき期間に、プロジェクト実施地の吸収効果を消失させる行為を行わないこと。
- ④当基金が行うJ-クレジット制度管理者への報告及び関係法令の遵守等に協力すること。

※注1:「分収林契約」とは『分収造林契約』及び『分収育林契約』を指し、

「分収林契約者」は分収林契約いただいている土地所有者を指します。

※注2:プロジェクト実施地の有無は、通知ハガキの表面に記載しています。

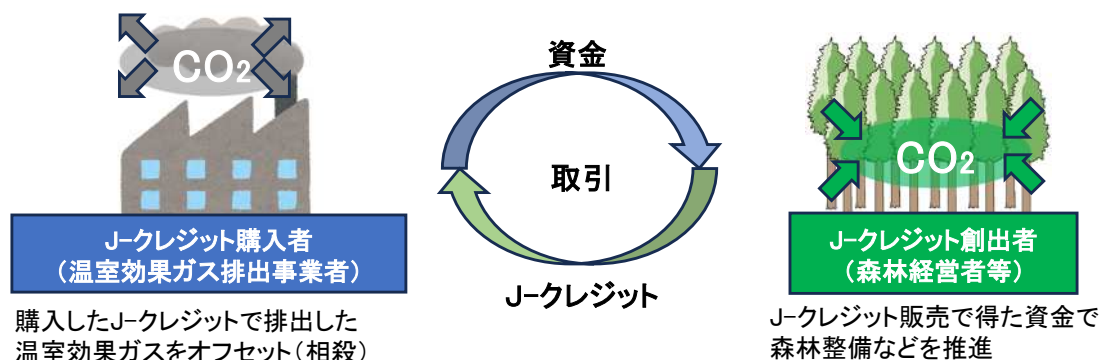
(担当)

森林整備課 熊谷、関
電話 027-386-5901

J-クレジット制度とは

再エネ・省エネ設備の導入や適切な森林経営などの取組による、CO₂等の温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「クレジット」として国が認証する制度。

クレジットの活用を通じて国内での資金循環を促すことで環境と経済の両立を目指す仕組み。



一般財団法人

群馬県森林・緑整備基金